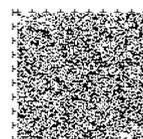
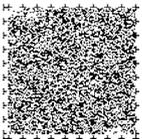


# 第1部 総論

第1章 計画の基本的な考え方

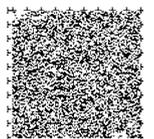
第2章 第3期東京都障害福祉計画の達成状況

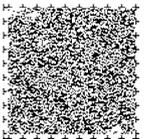




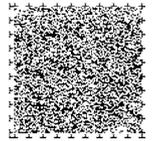
# 第1章

## 計画の基本的な考え方





# 第1章 計画の基本的な考え方



## 1 計画策定の背景と経緯

### (1) 障害者権利条約の批准と国内法の整備

平成26年1月、我が国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）を批准しました。この条約は、障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等を一般原則とし、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進するための措置を締約国がとること等を定めています。

我が国では、障害者権利条約の締結に先立ち、国内法令の整備が進められてきました。平成23年8月に障害者基本法が改正され、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといふいわゆる社会モデルに基づく障害者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の理念が盛り込まれました。

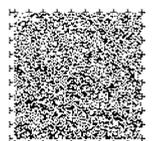
平成24年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が制定され、改正障害者基本法を踏まえた基本理念が掲げられるとともに、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直し等が行われました。

平成25年6月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正により、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止等が定められました。これらは、いずれも平成28年4月から施行されます。

また、この間「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）、「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」等も制定されました。

### (2) 東京都における障害者施策推進のための計画

東京都は、国際連合が提唱した「国際障害者年」（昭和56年）を契機に、以下のとおり障害者計画を策定し、障害者施策を計画的かつ総合的に推進してきました。また、障害者自立支援法（現在は、障害者総合支援法）の施行後は、障害福祉計画を障害者計画と一体的に策定しています。



- ◇ 「国際障害者年東京都行動計画」(昭和56年度～平成2年度)
- ◇ 「ノーマライゼーション推進東京プランー東京都障害者福祉行動計画」  
(平成3年度～平成12年度)
- ◇ 「ノーマライゼーション推進東京プランー東京都障害者計画」  
(平成9年度～平成17年度)
- ◇ 「東京都障害者計画・第1期東京都障害福祉計画」  
(平成19年度～平成23年度(第1期東京都障害福祉計画は、平成18年度～平成20年度))
- ◇ 「第2期東京都障害福祉計画」(平成21年度～平成23年度)
- ◇ 「東京都障害者計画・第3期東京都障害福祉計画」(平成24年度～平成26年度)

あわせて、各期の障害福祉計画で見込んだサービス量を確保し、障害者が地域で安心して暮らし、当たり前に関われる社会の実現を目指して「3か年プラン」を掲げ、都独自の特別助成などにより、地域生活基盤の整備促進を図ってきました。

(第1期東京都障害福祉計画)

障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン(平成18年度～平成20年度)

(第2期東京都障害福祉計画)

障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン(平成21年度～平成23年度)

(第3期東京都障害福祉計画)

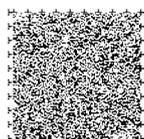
障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン(平成24年度～平成26年度)

### (3) 新たな計画策定に向けて

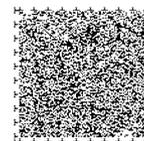
東京都は、計画の改定期を迎えて、平成26年2月、第七期東京都障害者施策推進協議会を設置し、障害者の地域における自立生活の更なる推進に向けた東京都の障害者施策のあり方について調査審議を行ってきました。同協議会は、専門部会を設け、幅広い分野にわたって調査審議を行い、平成27年2月、計画の策定に向けて、東京都知事に対する意見具申(提言)を行いました。

また、東京都地方精神保健福祉審議会において、精神保健分野について意見を聴くとともに、相談支援体制の整備については、東京都自立支援協議会の意見も踏まえるなど、関連する会議体との連携を図ってきました。さらに、都内区市町村から、区市町村計画の策定状況等についてヒアリングを行いました。

東京都は、これらの提言等を踏まえ、障害者を取り巻く環境変化に対応し障害者施策の一層の充実に取り組むため、平成27年度から平成29年度までを計画期間



とする新たな「東京都障害者計画」及び「第4期東京都障害福祉計画」を策定することとしました。



## 2 計画の性格・位置づけ

本計画は、東京都障害者計画と東京都障害福祉計画の2つの性格を併せ持つ計画として一体的に策定します。

### (1) 東京都障害者計画

障害者基本法第11条第2項の規定に基づいて策定します。

障害者施策に関する基本計画としての性格を有し、基本理念のほか、広範な施策分野にわたって達成すべき目標を掲げています。

- ※ 障害者基本法第11条第2項「都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。」

### (2) 東京都障害福祉計画

障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づいて策定します。

区市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保等に関して定める計画であり、障害者計画の中の生活支援に係る事項についての実施計画としての性格も有しています。

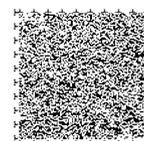
地域生活への移行、一般就労等に関する成果目標や目標を達成するために必要な各年度における障害福祉サービス等の必要見込量などを掲げています。

- ※ 障害者総合支援法第89条第1項「都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」

### (3) 他の計画との整合

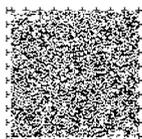
東京都は、都政運営の新たな指針として、平成26年12月、おおむね10年後の将来像を示す「東京都長期ビジョン」を策定しました。このビジョンでは、「福祉先進都市の実現」のため、「障害者が地域で安心して暮らせる社会の構築」を政策指針に掲げています。本計画は、この指針に沿って策定するものです。

また、本計画は、東京都保健医療計画、東京都福祉のまちづくり推進計画、東京都子供・子育て支援総合計画、東京都高齢者保健福祉計画、東京都特別支援教育推進計画、東京都住宅マスタープランなど、障害者施策に関連した他の東京都の計画との整合を図っています。



### 3 計画期間

計画期間は、東京都障害者計画及び第4期東京都障害福祉計画いずれも、平成27年度から平成29年度までの3年間です。



## 4 計画の基本理念と施策目標

### (1) 基本理念

東京都は、これまで「障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会こそが当たり前の社会である」という理念を掲げ、障害者施策を推進してきました。

平成23年8月の障害者基本法の一部改正では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが法の目的として規定されました。

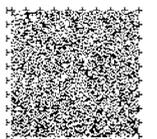
さらに、障害者総合支援法においては、障害者基本法の目的や基本原則を踏まえて、以下の内容が基本理念として設けられています。

- ・ 全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること
- ・ どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ・ 障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること

これら法の理念を踏まえ、本計画では、「自らの生活の在り方や人生設計について、障害者自身が選び、決め、行動するという『自己選択・自己決定』の権利を最大限に尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けられるよう配慮し、障害者が必要な支援を受けながら、障害者でない者と等しく、人間としての尊厳をもって地域で生活できる社会」を目指すべき社会とし、以下の基本理念を掲げ、障害者施策を計画的かつ総合的に推進していきます。

#### 基本理念Ⅰ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。



## 基本理念Ⅱ 障害者がいきいきと働ける社会の実現

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図れるよう、働く機会を拡大するとともに適切な支援を提供することにより、障害者が能力や適性に応じて、仕事に就き、働き続けられる社会の実現を目指します。

## 基本理念Ⅲ 全ての都民が共に暮らす地域社会の実現

障害があっても、適切な支援があれば街なかで育ち、学び、働き、楽しみ、暮らすことができることを都民が理解し、障害のある人とない人が学校、職場、地域の中で共に交流し、支え合う共生社会の実現を目指します。

### (2) 施策目標

本計画では、これらの基本理念のもと、以下の5つの施策目標を掲げ、障害者施策を展開していきます。

#### I 地域における自立生活を支える仕組みづくり

施設入所・入院から地域生活への移行を促進するとともに、地域生活基盤と相談支援体制を整備すること等により、障害者が地域で安心して自立生活を送れるようにします。

#### II 社会で生きる力を高める支援の充実

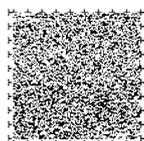
障害特性や成長段階に応じた適切な支援を提供するとともに、特別支援教育の充実を図る等により、障害児が社会的自立を図ることのできる力を高めていきます。

#### III いきいきと働ける社会の実現

障害者の企業等への一般就労と職場定着を支援するとともに、福祉施設の受注拡大と工賃向上を図る等により、障害者がいきいきと働ける社会の実現を目指します。

#### IV バリアフリー社会の実現

ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりや心のバリアフリー・情報バリアフリーの推進、障害者のスポーツ、文化芸術活動の支援等により、バリアフリー社会の実現を目指します。



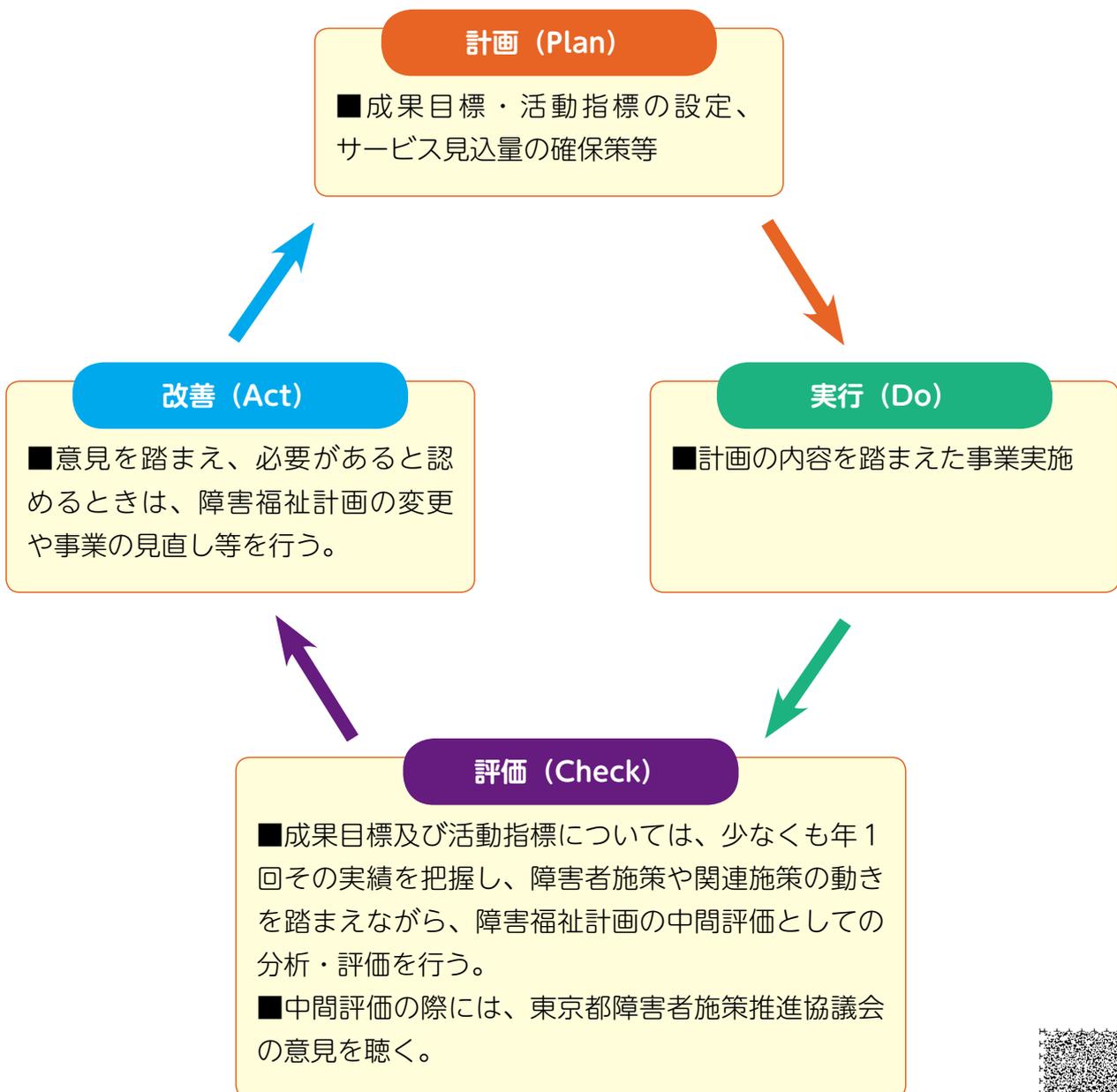
## V サービスを担う人材の養成・確保

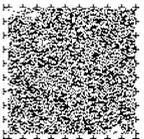
障害者が身近な地域でサービスを利用できる体制を整備するとともに、サービスの質の向上を図るために、人材の養成・確保を進めます。

## 5 計画の進行管理

東京都障害福祉計画に定める成果目標及び活動指標については、少なくとも年1回は実績を把握して分析・評価を行い、東京都障害者施策推進協議会に報告して意見を聴取します。その上で、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。このPDCAサイクルを実施することにより、計画の着実な進行管理を行います。

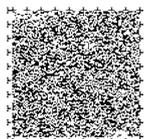
### 【障害福祉計画のPDCAサイクルのイメージ】

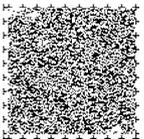




# 第2章

## 第3期東京都障害福祉計画の 達成状況





## 第2章 第3期東京都障害福祉計画の達成状況

第3期東京都障害福祉計画（平成24年度～平成26年度）で設定した数値目標及び障害福祉サービス等の見込量に係る達成状況は次のとおりです。

### 第1節 第3期東京都障害福祉計画の数値目標の達成状況

#### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

事 項	平成23年度末 実績	第3期障害福祉計画		
		平成24年度末 実績	平成25年度末 実績	平成26年度末 目標
施設入所者のうち地域生活に移行する者の数	平成17年 10月1日から1,001人	1,127人	1,212人	2,204人
施設入所者(入所施設定員)数	7,418人	7,374人	7,413人	7,344人

- ※ 対象となる施設は、障害者支援施設のうち、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者授産施設、旧知的障害者更生施設又は旧知的障害者授産施設から移行した施設及び平成18年度以降新たに開設した施設です（平成23年度実績には、旧体系施設を含みます。）。
- ※ 施設入所者のうち地域生活に移行する者の実績は、区市町村報告によります。
- ※ 定員数には、都外施設の定員数を含みます。また、定員数の実績は、各年度末の翌日4月1日の定員数によります。

#### 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

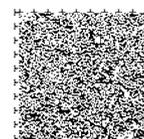
事 項	平成23年度 実績	第3期障害福祉計画	
		平成24年度 実績	平成26年度 目標
1年未満入院者の平均退院率	74.5%	73.7%	76%を維持向上
1年以上入院者の退院率	32.0%	26.7%	29%以上

- ※ 実績は、「精神保健福祉資料」（厚生労働省）によります。

#### 3 福祉施設から一般就労への移行等①

事 項	平成23年度 実績	第3期障害福祉計画		
		平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度 目標
区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数	1,374人	1,630人	1,745人	1,500人
福祉施設から一般就労への移行者数	448人	1,070人	1,355人	852人

- ※ 区市町村障害者就労支援事業の実績は、区市町村報告によります。
- ※ 福祉施設から一般就労への移行者数の実績は「就労移行等実態調査」によります。



## 4 福祉施設から一般就労への移行等②

### 【労働施策との連携による福祉施設から一般就労への移行に関する目標】

事 項	実 績		平成26年度 目標
	平成24年度	平成25年度	
公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職支援	公共職業安定所（ハローワーク）の支援を受けて福祉施設から一般就労への移行を希望する全ての者を支援する体制づくりを目指す。		
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数（※2）	189人	165人	260人
障害者試行雇用（トライアル雇用）事業の開始者数（※3）	179人	86人	426人
職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の対象者数（※4）	69人	60人	426人
障害者就業・生活支援センター事業による支援対象者数（※5）	103人	81人	110人
障害者就業・生活支援センターの設置箇所数	6か所	6か所	6か所

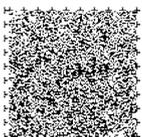
※1 実績は、各事業実施機関の調べによります。ただし、「職場適応援助者による支援の対象者数」は、「就労移行等実態調査」によります。

※2 福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、委託訓練の受講者数

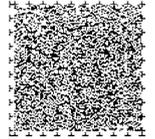
※3 福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者試行雇用事業の開始者数

※4 福祉施設から一般就労に移行する者のうち、職場適応援助者による支援の対象者数（東京ジョブコーチを除く。）

※5 福祉施設から一般就労に移行する者のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数



## 第2節 第3期東京都障害福祉計画に係る障害福祉サービス等の実績



サービスの種類		事項 (単位)	平成23年	平成24年度		平成25年度		平成26年
			度実績	見込み	実績	見込み	実績	度見込み
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	サービス量 (時間)	798,589	881,132	818,672	934,158	824,953	990,580
		利用者数 (人)	17,562	19,743	18,232	20,857	18,845	22,021
日中活動系サービス	生活介護	サービス量 (人日分)	318,510	356,043	348,757	363,206	359,922	370,368
		利用者数 (人)	16,205	18,641	18,406	19,016	19,036	19,391
	自立訓練 (機能訓練)	サービス量 (人日分)	3,456	3,749	3,025	3,828	3,490	3,898
		利用者数 (人)	375	426	355	435	374	443
	自立訓練 (生活訓練)	サービス量 (人日分)	9,340	9,176	12,130	9,368	13,270	9,546
		利用者数 (人)	626	620	943	633	1,072	645
	就労移行支援	サービス量 (人日分)	32,591	35,449	35,432	36,162	36,284	36,859
		利用者数 (人)	2,059	2,287	2,287	2,333	2,354	2,378
	就労継続支援 (A型)	サービス量 (人日分)	9,489	9,720	13,332	9,899	18,605	10,096
		利用者数 (人)	510	543	754	553	988	564
	就労継続支援 (B型)	サービス量 (人日分)	236,701	254,937	265,673	260,055	282,118	265,204
		利用者数 (人)	14,679	16,238	17,282	16,564	18,446	16,892
	旧体系施設分 (入所・通所)	サービス量 (人日分)	-	-	-	-	-	-
		利用者数 (人)	2,793	-	-	-	-	-
	(計)	サービス量 (人日分)	-	669,074	678,349	682,518	713,689	695,971
		利用者数 (人)	37,247	38,755	40,027	39,534	42,270	40,313
療養介護	利用者数 (人)	67	1,218	1,225	1,228	1,235	1,238	
短期入所	サービス量 (人日分)	23,835	24,543	26,760	26,664	27,833	28,785	
	利用者数 (人)	3,118	3,187	3,518	3,463	3,710	3,738	
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)・共同生活介護 (ケアホーム)	利用者数 (人)	5,921	6,374	6,635	6,907	7,321	7,441
	施設入所支援 (旧体系含む)	利用者数 (人)	8,833	8,807	8,602	8,740	8,534	8,656
相談支援	計画相談支援	利用者数 (人)	217	3,051	935	6,281	3,219	9,802
	地域移行支援	利用者数 (人)	-	327	70	419	81	477
	地域定着支援	利用者数 (人)	-	348	35	487	75	622

※ 各年度の末月における月間の利用実績及び見込みとなっています (実績は、区市町村報告及び東京都国民健康保険団体連合会の統計調査データによります。)。ただし、相談支援については、対象実人数を推計した上で、各月の利用見込人数を基に、月平均で見込んでいます。

※ 生活介護、就労継続支援 (B型) 及び施設入所支援については、本計画上、18歳以上の障害児施設入所者を含めずに見込んでいます。

